

金沢地方裁判所委員会（第15回）議事概要

1 開催日時

7月9日(火)午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

浅蔵與成委員，加藤幸雄委員長，神坂尚委員，狩山久弥委員，古賀栄美委員，
清水光男委員，田中則男委員，富木昭光委員，西村賢了委員，野田政仁委員，
福本知行委員

（オブザーバー）

中垣内健治民事部総括裁判官，関事務局長，長谷川民事首席書記官，朝倉刑事
首席書記官

（事務担当者）

浦城総務課長，大場総務課課長補佐

4 意見交換のテーマ

裁判員裁判の実施状況について

5 進行

(1) 異動に伴う委員の紹介・あいさつ

(2) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(3) 次回の意見交換のテーマ

未定

(4) 次回開催期日

平成23年1月24日(月)午後1時30分～4時00分

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

(□は委員長の発言・○は委員の発言・●は裁判所所属委員の発言・△はオブザーバー等の発言)

金沢地方裁判所における裁判員裁判の審理の概要等について、裁判所所属委員(刑事部総括裁判官)より説明

- 裁判官だけの裁判と、裁判員裁判の違いについては、自分自身は裁判員裁判の弁護人を担当したことがないので分からないが、全国の裁判員の報道を見てみると、求刑より重い刑が言い渡されることがあり、驚くことがある。
- 検察としては、まだ実施件数も少なく、罪種ごとで内容も違うため、まだ特徴的なものを感じるまでには至っていない。

裁判員の選任手続の実施結果について、刑事首席書記官より説明

- 裁判員候補者が連絡も無く不出頭であった場合、制裁措置として過料を科するという制度はある(裁判員候補者に対する呼出状にも記載してある。)が、当庁において、これまでに過料を科した事例はない。
- 過料の措置を採る場合、当事者には陳述等の防禦の機会を与えることとなる。
- NHKの受信料を支払わない人が全国で5割程度おり、NHKではこれらの人に対し法的措置を行っていると聞いているが、裁判員候補者として出頭しなくても制裁措置が採られないという話になれば、裁判員裁判の制度自体が壊れてしまうのではないか。
- 当庁において、全く連絡もなく出頭しない候補者は全体の1割程度であり、全国的にも現段階で不出頭者に過料を科した例には接していない。
- 裁判員候補者に対して裁判長はどういった質問をするのか。
- 複数の候補者に対して質問するときは、これまで書類に記載した事項に間違いがないかどうかを尋ね、個別に質問をするときは、裁判員を辞退したい理由の具体的事情や、候補者と事件とのつながりがないか等を聞いている。

- 裁判員裁判は、連続した日程で実施されることから、その間休みを取って参加することになるが、裁判員に選ばれないこともある。出頭する候補者を減らさなければ困る人が出てくるのではないか。

裁判員候補者の選定数の絞り込みについて、裁判所所属委員（刑事部総括裁判官）より説明

- 1～3号事件で、候補者の選定数が違うのはどうしてか。
- 1号については、初めての裁判員裁判であることのほか、冬期であったことから、交通機関等に支障が生じること等も想定し、110名を選定した。2号事件以降はそういった事情がないことから人数を減らした。
- 呼び出す候補者について、地域、性別、年代等の考慮はするか。偏れば、評議に影響が出るのではないか。
- 全く考慮はしていない。結果的に、裁判員に選ばれた方々で性別や年代で偏りが出ることもあるが、評議に大きな影響を与えているとは考えていない。
- 特殊な団体に属する人などが偏って選任された場合はどうか。
- 裁判員6名中、そういった方が入ったとしても、それは制度がそうになっている結果であるので、仕方がないと考えている。なお、禁固以上の前科のある人は呼び出さない措置が採られている。

公判前整理手続が長期化している等の審理期間の課題について、裁判所所属委員（刑事部総括裁判官）より説明

- 公判前整理手続にも裁判員は関与するのか。
- 裁判員は公判前整理手続には関与しない。公判前整理手続の長期化は、被告人の身柄拘束が長期化することと、証人の記憶が曖昧になり、真実発見に支障が出るおそれがあることが指摘されている。

庁舎新営工事への対策について、刑事首席書記官より説明、また、裁判員経験者のアンケート結果、新聞報道に基づいた感想等を総務課長より紹介

- 呼び出さない措置を取った候補者の中で、辞退希望を出した人の比率を教えてください。
- 比率は正確には分からない。辞退理由について具体的事情が記載されていれば、裁判体の判断で辞退を認めることもある。
- 石川県のサラリーマンの有給休暇取得率は平均で8日であり、労働組合がある企業でも10日程度となっている。そういったところに、3日から5日間の休暇取得を求めることについて、どう考えているか。出頭しにくいという実態があるのではないか。
- 裁判員制度施行前に、かなり力を入れて事業主に説明はしてきた。しかし、実際の運用がどうなっているのかは承知していない。
- 多忙が辞退事由となるかという点については、大多数の人が仕事に就いていることから、忙しいという理由だけでは辞退理由とはならない。法令上は、休むについて代替者がいるかどうか、休むことによる損害の程度等を検討して判断することとなる。
- サラリーマンは、上司が参加を認めれば、参加しやすくなる。そのような環境を社会的にどう作り上げていくかが大切ではないか。
- 裁判員裁判に参加するための休暇を制度化している企業はどの程度あるのか。
- △ リサーチはしていない。
- 裁判所には、引き続き、中小企業に対して休暇制度の創設を呼びかけていてもらいたい。
- 裁判員制度の定着のためには、裁判報道も大切であると考えているが、仮庁舎に移転後は法廷の傍聴席の数が減ると聞いている。そのような小さな法廷でも同様に記者席が確保できるのか。
- △ 記者席の確保については、事件ごとに関心度を確認し、記者クラブとは個別に調整していきたい。

- 素人の裁判員がプロである裁判官と議論をするのは難しいと考えるが、どのように評議の運営を行っているのか。
- 評議すべき枠組みは、裁判官のみで行われる公判前整理手続において争点として整理されたものであり、議論がこれから外れるような場合については、修正していく必要があると考えている。また、法令の解釈が問題となるときは、裁判官が判断する事項であることから、判断に従っていただくこともある。しかし、いずれの点についても、裁判員には適宜説明をし、意見があれば出してもらっている。
- 通常の事件であれば、結審してから判決まである程度の時間があるが、裁判員裁判は審理後すぐに判決となることから、事前にある程度のシナリオができていなければ判決できないのではないかと。公判前整理手続である程度の構図や流れが分かっている、それに沿って裁判官が裁判員を誘導するのはのではないかと。
- 公判前整理手続で、事件の争点は整理されており、どのような証拠が提出されるかも分かっており、証拠調べが終われば、個々の裁判官は証拠の判断について、それぞれが意見を形成していると思う。ただ、それは評議の中で意見として表明されるものであり、裁判員を含めた評議の中で出た議論を判決に反映させているので、裁判官のみの間で最初から判決が出来ているというようなことはありえない。